

地主は遂に差押を解除するに至つた。依井、野町支部に於ては競物の假差押を受けたため組合員より地主に對し換價處分を要求し遂に競賣を爲さしめた。二月二十六日組合員四百人は依井、野町に動員された。四百人の動員ありたるにも拘はらず行動活潑ならず極く安くセリ落すといふ組合の方針は實行にうつされずこの闘争は失敗に歸した。この競賣に於て地主辯護士古川勝正、醫生松尾某は宮原尻吉と詐稱し競賣に付ての執達更との協定を無視して競賣を妨害した。組合員がその行爲を難詰せんとするや松尾は甘木警察署の保護に歸つた。甘木警察署は氏名詐稱、公務執行妨害の現行犯罪者を擁護し警察署は何人をも保護するものなりやを組合員に知らしめた。

若干の批判

依井支部が本部と緊密な連絡なく單獨にて地主に對し換價處分

の要求をなしたことは批判されねばならぬ。動員は行動を活潑ならしめ地主の攻撃（この場合は地主が競業に来ること）より守らんが爲めに執らるゝ手段であることが充分に理解されてゐず且地元における競賣闘争に對する豫行演習が不充分であり従つてこれを實踐に移すに際し困難を來した事實を充分に認識しなければならぬ。因に依井支部に於てはその後地主、辯護士に對し差押をトケ！と要求し差押を解かしめて損害賠償（金二十五圓）せしめたる事實あり。差押をトケ！の闘争は繼續されてゐる。この闘争により先の失敗を償はねばならぬ。尙差押反對！差押をユルスナ！のスコーガンの下に各支部に於て、地主、地主辯護士、裁判所に對して戦ひは進められてゐる。

ホ、勝訴判決ありたるもの次の如し

一、朝倉地區甘木一組合員大場敬藏君對地主町會職員藤井宗五